

市報さいき広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐伯市広告料収入事業実施要綱(平成19年佐伯市告示第73号。以下「要綱」という。)に定める規定のほか、市報さいき(以下「市報」という。)における広告の掲載(以下「広告掲載」という。)に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置及び枠数)

第2条 広告掲載の位置は、市報各月1日号におけるお知らせコーナーの5分割最下段とし、その枠数は、一発行号において最大8枠とする。

(広告掲載の規格)

第3条 広告掲載の規格は、原則として次のとおりとする。

- (1) 1枠当たりのサイズは、縦50ミリメートル・横85ミリメートルとする。
- (2) 使用する色は、黒及び発行月で使用する色(表紙及び裏表紙で使用する色を除く。)の2色とする。

(広告主の名称等の掲載)

第4条 広告には、広告主の名称、所在地及び電話番号を掲載しなければならない。この場合において、名称を通称等で掲載するときは、当該通称等が一般的に認識できるものでなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、広告主の名称、マーク等が一般的に広く認知されている場合は、その名称、マーク等のみを掲示することができるものとする。

(市政に関する表現の禁止)

第5条 育児相談、消費生活相談、高齢者の生活ガイド等市政を連想させるような表現を用い、市の事業であると誤解されるおそれのある内容の広告については、掲載しない。

(同じ広告主による掲載の禁止)

第6条 一発行号において、同じ広告主による2枠以上での広告掲載は行わない。ただし、同じページの2枠を使用して1件の広告掲載を行うことを妨げない。

(広告掲載の期間)

第7条 広告掲載の期間は、発行号単位とする。

(広告掲載の募集方法)

第 8 条 広告掲載の募集は、佐伯市ホームページ又は市報への掲示その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 9 条 広告掲載の申込みは、要綱第 3 条の広告掲載等利用申請書に次に掲げる資料等を添えて、掲載を希望する市報の発行日の 2 月前までに行わなければならない。

- (1) 広告の原稿案
- (2) 広告に関する事業の説明資料
- (3) その他広報担当で指定する資料等

2 前項に規定する締切日が佐伯市の休日を定める条例(平成 17 年佐伯市条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日にかかる場合は、その翌日を締切日とみなす。

(広告掲載の優先順位)

第 10 条 広告掲載の決定は、市報の性格上公共性が高いものを優先させることとし、その優先順位及び広告主の区分は、次のとおりとする。

優先順位	広告主の区分
1	国、地方公共団体、公益法人又はこれらに類するもの
2	公共的性格のある企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
3	優先順位 2 以外の企業又は自営業で市内に事業所等を有するもの
4	その他

2 前項の優先順位が同じ広告主から申込みがあった場合の優先順位は、申込みが早い広告主を上位の順位とする。

(版下原稿の提出)

第 11 条 広告主は、広告を掲載する市報の発行日の 30 日前までに市長に版下原稿を提出しなければならない。

- 2 版下原稿の画像形式は、G I F 又は J P E G とし、原則として記憶媒体又は E メールにより提出しなければならない。
- 3 第 9 条第 2 項の規定は、版下原稿の提出について準用する。

(広告掲載料)

第 12 条 広告掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、1 枠当たり 1 万円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 広告掲載料は、市長が指定する日までに一括納入しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 3 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止したときは、この限りでない。
- 4 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、掲載を中止した広告に係る広告掲載料に限ることとし、利息は付けないこととする。

(広告掲載の変更又は中止)

第 13 条 要綱第 6 条の規定による広告掲載等利用変更(中止)届の提出は、広告を掲載する市報の発行日の 30 日前までに行わなければならない。

- 2 第 9 条第 2 項の規定は、広告掲載等利用変更(中止)届の提出について準用する。

(広告掲載の取消し)

第 14 条 要綱第 7 条第 1 項の規定による特に必要があると認めるときとは、次のとおりとする。

- (1) 版下原稿を第 11 条第 1 項及び第 3 項に規定する期限までに提出しなかったとき。
- (2) 広告掲載料を第 12 条第 2 項に規定する期限までに納入しなかったとき。
- (3) 広告主がやむを得ない事由により広告掲載の中止を申し出たとき。

(広告主の責任等)

第 15 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

- 2 掲載した広告に関連して第三者に与えた損害は、広告主が賠償するものとする。
- 3 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(免責)

第 16 条 広告掲載に関して、市が広告主に対し債務不履行責任又は損害賠償責任を負った場合は、その賠償額は広告掲載料を上限とする。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 11 月 26 日から施行する。